

事 務 連 絡
令和 3 年 1 2 月 7 日

都道府県
各 指定都市
中 核 市

自殺対策主管部（局）
民生主管部（局）

御中

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室

自殺念慮者等支援における重層的支援会議・支援会議の活用について

令和 3 年 4 月 1 日から施行の属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）と自殺対策との連携に関しては、「重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について」（令和 3 年 3 月 29 日付参自発 0329 第 1 号・社援地発 0329 第 7 号大臣官房参事官（自殺対策担当）・社会・援護局地域福祉課長連名通知）により既に通知しているところです。また、自殺はその多くが「追い込まれた末の死」であり、その背景には様々な社会的要因があることが知られています。複雑化・複合化した課題を抱えている自殺念慮者やその家族等に対して「生きることの包括的な支援」を実施するためには地域の様々な関係機関等が連携して支援を行うことが必要です。

今般、地域における自殺対策の支援体制等に関する厚生労働大臣の指定調査研究等法人によるヒアリングの結果、自殺対策担当係等において医療機関や警察等の関係部署・機関からの自殺念慮者等の支援対象者に関する情報の収集や個人情報の取扱い等に苦慮している事例が散見されました。

こうした状況に鑑み、重層的支援体制整備事業実施市町村におかれては、自殺念慮者等への支援を検討する場合には、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう）・支援会議（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議をいう。以下同じ。）の枠組みを活用し、個々の支援ニーズに応じて地域の関係部署・機関に対し積極的な参画を求めるとともに、自殺対策の庁内連携会議等と組み合わせて開催するなど、自殺対策関係部局の積極的な参画を引き続きお願いいたします。なお、先の通知のとおり、支援会議の開催に当たっては、本人同意の有無に関わらず、構成員間で支援に必要な情報共有等が可能とされていることから、別添の留意事項等（先般発出された「重層的支援体制整備事業等に関する質疑応答集」（令和 3 年 3 月 31 日付）及び「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について」（令和 3 年 3 月 29 日付地域福祉課長通知）からの抜粋）を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。また、都道府県におかれては、管内市町村に対し、これらの会議が案件に応じ柔軟に構成員を変更することが可能であることを周知いただき、協力依頼等の必要な支援をしていただきますようよろしくお願いいたします。

貴職におかれては、以上の内容について十分にご了知の上、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び支援関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

○「重層的支援体制整備事業等に関する質疑応答集」（令和３年３月３１日付）より抜粋

P.16 問１（６）－３

「支援会議は本人の同意がなくても守秘義務の規定により他部局・関係機関との情報共有が可能とされているが、実際に支援を実施する際には、支援会議に参加していない関係機関に支援を依頼する場合もあると思われ、手引きによる規定のみでは根拠が弱いと思われる。今後、法あるいは政省令に基づく規定等を検討することはあるか。」

（答）

- 個人情報をもとに支援を進める際には、当該情報の取り扱いについて本人から同意を得ているかどうかには十分留意する必要がある。このため、令和２年の社会福祉法改正により、構成員に対する守秘義務を規定した支援会議を創設し、その中であれば個人情報の共有を可能としたところ。
- 会議の構成員についてはケースや議題ごとに柔軟に変更可能であり、個々の支援ニーズに応じて、適宜アドホックな参加を含め整理していただきたい。なお、この点に関し、政省令等で追加的な規定を行う予定はない。

「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について」（令和３年３月２９日付地域福祉課長通知）より抜粋

P.6 ④会議の実施後

（略）

本人が同意をせず、必要な支援につながっていないということは、支援機関に対する不信感を抱いていたり、問題意識を有していないことも想定される。このため、本人の同意がない中で「家庭」や「居場所」といった個人のプライベートな領域への介入を行ったり、支援機関等との信頼関係が構築されていない段階でむやみに干渉することで、かえって心理的に追い込んでしまう結果となる可能性も否定できない。どのような方法で支援につなげるかについては、支援会議で得られた情報が本人の同意を得ていないことを十分に認識した上で、個人情報支援会議で共有されていることを本人に伝えないように留意することはもとより、多様な関係者や有識者も交えて、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築していくプロセスが必要となる。

（略）

第３．守秘義務について

（１）守秘義務の趣旨

支援会議は、その構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係機関や関係者の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを設けたものである。

支援会議がこうした法律の企図した機能を発揮し、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図り、必要な支援体制にかかる検討を早期かつ適切に行えるようにするために、社会福祉法第１０６条の６第５項に基づき、すべての構成員がこうした守秘義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方をきちんと理解した上で会議に参加することが基本となる。

また、会議を設置・運営する市町村は、会議の構成員から地域の課題を抱えた方の情報を可能

な限り早期にかつ幅広く集約できるようにするため、構成員が安心して情報を提供できるような実効性の高い仕組み・体制を構築することが必要である。

(略)

(4) 関係機関等に対する協力依頼

支援会議の設置により、自治体は、構成員同士で情報を共有することができるようになるだけでなく、複雑化・複合化した課題を抱える人に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、関係機関等に対して「地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳、その他の必要な協力を求めることができる。」こととされている（社会福祉法第106条の6第3項）。

支援会議から協力を求められた支援関係機関等は、その依頼に基づいた情報提供等の範囲において、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならないことになる。

掲載先：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/>)